

地区社協ってなに？

地区社会福祉協議会の略で、地域の方や、町内会・市民委員会・地区民生委員児童委員協議会などが協力して、地域における様々な福祉課題の解決に取り組む住民主体の福祉活動団体のことです。

東光南地区

いけばやしただお 池林忠雄会長にお話を聞きました



現在、超高齢社会と言われていますが、東光南地区もご多分にもれず、高齢化がどんどん進み、独居世帯も増えています。いつまでも住みやすく、安心して暮らせる地域となるためには、皆様方と一体となって地域づくりを進めていくことが何よりも大切であると考えております。

昨年5月から開催している「ふれあいサロン」は、本年2月で21回目を迎えました。毎回50～60の方が参加し、今や「敬老会」「安心見守り活動」と併せて3大事業として定着してきました。「安心見守り活動」は、日常生活上の不安を抱えている方などを、隣近所の住民同士で見守る活動ですが、「ふれあいサロン」は、自ら参加する自

発的な活動です。閉じこもりを防ぐことが目的ですが、「ふれあいサロン」も、「安心見守り活動」の一端だという想いを持って活動しています。

また、地域の皆様が気軽に交流できるよう、東光地域包括支援センターと連携して、保健師による健康相談や、血圧測定、講話なども実施しています。誰でも参加できる、地域の「たまり場」的なサロンです。魅力のあるサロン活動を、これからもさらに拡充していきたいと思っています。家に閉じこもりがちで、外出が苦手な方、サロンで仲間づくりをしませんか？



ふれあいサロン



令和2年3月
(No.187)

社協 はじまりは あなたの笑顔から

あさひかわ

このページは、赤い羽根共同募金の助成を受けています

共同募金運動期間
10月1日～12月31日



旭川市社会福祉協議会が運営する旭川市ボランティアセンターでは、様々な取組みを通してボランティア活動を支援しています。

旭川市のボランティアセンター
をご存じですか？

① ボランティア活動支援

ボランティアをしたい人、ちょっとした手助けを必要としている人をつなぎます。



② 愛情銀行

介護用品などの寄附された物品を、福祉施設などへ寄附する橋渡しをしています(使用済切手やペルマークなどもお預かりしています)。

③ ボランティア振興基金

皆様の善意がこもった寄附金を、ボランティア活動の情報発信や、福祉教育の推進(車いす、高齢者疑似体験セットなどの購入)に役立てます。

④ 災害ボランティア活動支援

災害ボランティアの養成と、被災地へ支援に向かう災害ボランティアの支援を行います。

共同募金運動にご協力ありがとうございました

共同募金+歳末たすけあい募金

25,172,045円

種別	令和元年度実績額(運動期間10月～12月)
戸別募金(町内会からの募金)	10,450,704円
大口募金(企業などからの募金)	7,193,681円
街頭募金	1,086,811円
その他の募金(イベント・学校募金など)	4,106,970円
共同募金合計	22,838,166円
歳末たすけあい募金	2,333,879円
合計	25,172,045円

様々な場面での募金協力をお願いします

昨年、ご協力いただいた共同募金は、前年度に比べて約135万円減少し、そのため、福祉団体等への助成額も減ることとなりました。そこで皆様にはぜひ、様々な場面で募金をお願い申し上げます。赤い羽根ののぼりがある、地域のお祭りやプロ野球などの試合会場での募金、あさっぴーバッジや初音ミクの寄附金付グッズの購入、街頭募金、赤い羽根自動販売機でドリンクを買うことでも募金ができます。よろしくお願いたします。



旭川市共同募金委員会 <http://www.asahikawa-shakyo.or.jp/charity/>



中央地区ふれ違いサロンの様子

じぶんの町を良くするしくみ。

皆様からの募金は、旭川市社会福祉協議会をとおりて、地区での「ふれあいサロン」開催などの地域福祉事業をはじめ、福祉団体の活動費、福祉施設等の機器整備、車両購入費等に助成いたします。詳しい助成先は9月号でご紹介いたします。

2020年度 ボランティア保険のご案内

安心してボランティア活動をしていただくために、ボランティア保険への加入をお勧めしています(加入対象者は、旭川市ボランティアセンターに登録されている団体や個人です)。ボランティア活動中の事故やケガに対して、その損害や賠償を補償する「ボランティア保険」の2020年度分を受付しています。

ボランティア活動保険

ボランティア活動中の様々な事故によるケガや賠償責任を補償する保険です。

プラン	金額	期間
基本プラン	350円	年間・1人
天災・地震補償プラン	500円	

ボランティア行事保険 ※A1・A2・A3は行事の区分です。

地域福祉活動やボランティア活動の各種行事におけるケガや賠償責任を補償する保険です。

プラン	Aプラン		補償内容
	区分	金額	
Aプラン 宿泊を伴わない、かつ参加者が事前に特定できる行事	A1	28円	1日・1人 (最低20人分の保険料が必要)
	A2	126円	
	A3	248円	
Bプラン 宿泊を伴う行事	1泊2日	241円	1日・1人
	2泊3日	295円	
Cプラン 宿泊を伴わない、かつ参加者が事前に特定できない	A1のみ	28円	1日・1人 (最低20人分の保険料が必要)

ボランティアに関することや保険の詳しい補償内容についてはこちら！

お問合せ先

旭川市ボランティアセンター

☎21-5550 / FAX23-0746
旭川市5条通4丁目旭川市ときわ市民ホール1階
Eメール: volunteer@north.hokkai.net
<http://www.asahikawa-shakyo.or.jp/volunteer/>

フェイスブックページを始めました。

ボランティアに興味がある方はぜひお役立てください!!
URL: <https://www.facebook.com/asahikawa.vc/>
※「旭川市ボラセン フェイスブック」でご検索ください。



図書カードをプレゼント!!

「社協あさひかわ」に関するご意見や感想をお聞かせください。ご意見・感想をお寄せいただいた方の中から抽選で、5人の方に1,000円分の図書カードをプレゼントします。なお、当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

【応募方法】はがき・FAX・メールにて

【必要事項】①ご意見・感想 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号

【応募締切】令和2年3月31日(火)まで(当日消印有効)

【応募先】旭川市社会福祉協議会の5条事務所(下記参照)まで

※ご意見・感想で得た個人情報は、プレゼントの抽選及び発送以外に使用しません。

ご意見・ご質問を募集しています!「旭川市社会福祉協議会」まで

社会福祉法人
旭川市社会福祉協議会
[5条事務所] 〒070-0035 旭川市5条通4丁目旭川市ときわ市民ホール1階
TEL23-0742/FAX23-0746
Eメール: chiiki@north.hokkai.net

社協に関して、ご不明な点、聞いてみたいこと等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

旭川市社会福祉協議会 **神楽事務所** 神楽3条4丁目1-18
TEL60-1710/FAX60-1780
地域福祉活動拠点 **すすかけ** 神楽岡10条5丁目1-28
TEL60-6222/FAX60-6223